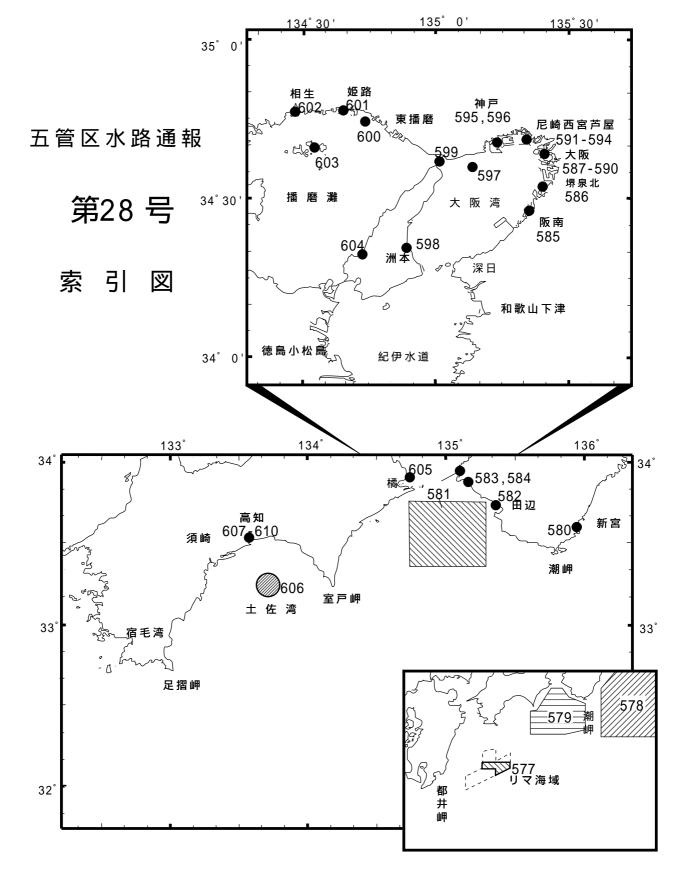
五管区水路通報第 2 8 号

平成16年 7月16日		第五管区海上	保安本部	
第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第	19 19 19 19 19 19 19 19	■・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業務休止	
海区の改補(小改正)のお知らせ 海上保安庁水路通報第27号 海図の改補(小改正)のお知らせ				
海区の政権(小政正)のあ知らせ (7月9日発行)掲載分				
海域	改正内容	該当海図	項	
		WQ7	706	

海域	改正内容	該当海図	項
紀伊水道、由良港	係船浮標撤去	W97	706

詳細については、海上保安庁水路通報の各項をご覧ください。 また、インターネットでも提供しています。

インターネットアト・レス(URL) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/



五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先

第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係

〒650-8551 神戸市中央区波止場町1番1号 TEL (078)391-6651(内線 2515、2516) 神戸第2地方合同庁舎(9階) FAX (078)332-6307(自動受信)

FAXによる五管区水路通報提供サービス

(078)332-6307 ・・・・・・最新号[ポーリング受信式]

(078)391-1310(手動受信)・・最新号、バックナンバー(過去1か年分)[情報番号;0#]

インターネットアト・レス(URL) http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm

```
16年577項 四国南岸 - 足摺岬南方(リマ海域)
自衛艦3隻による対空及び水上射撃訓練が実施される。
                                                    射撃訓練
        平成16年8月4日(予備5日)の0600~1800
6地点により囲まれる区域
   間
X
   域
                 31-48.2N
                         133-29.8E
                 31-42.2N
             (2)
                         133-29.8E
                 31-28.2N
             (3)
                         132-59.8E
                 31-36.2N
              (4)
                         132-59.8E
             (5)
                 31-36.2N
                         132-37.8E
                 31-48.2N
                        132-37.8E
              (6)
                「B」旗を掲揚
        実施艦は、
   図
海
        W 1 5 7
出
   所
        防衛庁海上幕僚監部
16年578項
                    本州南岸
                               潮岬東方
                                         救難訓練
自衛隊航空機5機による救難訓練が実施される。
期区
         平成16年8月2日~31日の土曜、日曜を除く0800~2100
   間
         6地点により囲まれる区域
   域
             (1)
                 34-38N 137-30E
              (2)
                 34-38N
                       138-00E
                       138-30E
             Ì3ĺ
                 34-25N
              (4)
                 32-40N
                       138-30E
              (5)
                 32-40N
                       136-10E
             (6)
                 33-47N 136-10E
使用火工品
         キャンドルライト、スモークライト、マリンマーカー及びシーマーカー
   义
         W 6 1 B
海
出
         航空自衛隊浜松救難隊
                    紀伊水道南方
16年579項
                                 救難訓練
自衛隊航空機6機による救難訓練が実施される
        平成16年8月2日~31日の土曜、日曜及び祝日を除く0800~2100
期
   間
        9地点により囲まれる区域
X
   域
                 33-46N
                       134-45E
             (1)
             (2)
                 33-46N
                       135-08E
             (3)
                 33-30N
                       135-22E
                 33-24N
                       135-45E
              (4)
             (5)
                       135-52E
                 32-44N
             (6)
                 32-26N
                       135-00E
              (7
                 32-26N
                       134-00E
             (8)
                 33-10N
                       134-00E
                       134-13E
                 33-10N
             (9)
         フロートライト、
W 7 7 - W 1 5 7
                      マリンマーカー、フロートシグナル
使用火工品
   図
海
         海上自衛隊小松島航空隊
出
16年580項
                    本州南岸
                                勝浦湾、灯明埼北東方
                                                   灯浮標一時撤去
「紀伊灯明埼沖灯浮標(灯台表第一巻2883.5)(33-36.0N 135-58.2E)」は、一時撤去された。
備 考 平成16年12月上旬に復旧予定
備
   义
        W 4 6
海
        串本航路標識事務所
出
   所
16年581項
                    紀伊水道及び付近
                                    潜水艦潜航試験
由良港及び紀伊水道南方において、潜水艦の潜航運転が実施される。
1、由良港及び付近
期 間 平成
           平成16年8月3日、4日の0900~1630
           下記 2 地点付近
   X
      域
                 33-56.4N 135-04.2E
             (1)
             (2)
                 33-57.2N 135-05.7E
2、紀伊水道南方
           平成16年8月5日、6日の
下記経緯度線に囲まれる区域
      間
   期
                          6日の0800~1845
   X
      域
             (1)
                  33-20N
                            (2)
                                33-48N
                 134-45E
                            (4)
             (3)
                                135-20E
        水中試験中、配備
警戒船
標
        水上航行中、潜水艦標識灯を点灯
   識
        W 9 7 - W 7 7
   义
海
出
   所
        五本部海洋情報部
```

16年582項 本州南岸 - 田辺港付近、下芳養湾 突堤築造工事等 堺漁港において、潜水作業を伴う突堤築造及び護岸改良工事が実施される。

期間 平成16年7月20日~10月20日の日出~日没

区 域 (1)突堤築造工事

33-44-39N 135-20-03E付近

(2)護岸改良工事

33-44-33N 135-19-49E付近

警戒船 1隻配備

備 考 作業船のアンカー位置を黄色浮標で表示

海 図 W 7 4

出 所 田辺海上保安部



16年583項 本州南岸 - 日高港 防波堤延長工事 御坊発電所北西方において、潜水作業を伴う防波堤築造工事が実施される。

期間 平成16年9月30日までの日出~日没

区 域 6地点を結ぶ線に囲まれる区域

- (1) 33-51-38N 135-08-46E
- (2) 33-51-33N 135-08-40E
- (3) 33-51-49N 135-08-21E
- (4) 33-51-58N 135-08-32E
- (5) 33-51-49N 135-08-43E
- (6) 33-51-44N 135-08-41E

警戒船 1~2隻配備

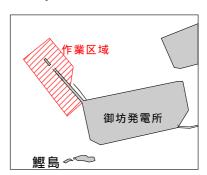
備 考 ・作業区域を黄色灯付浮標及び黄色灯で表示

・作業船のアンカーワイヤー水深5m位置を浮標で表示

・ケーソン仮置き及び据付時、端部を黄色灯で表示

海 図 W77(分図「日高港」)

出 所 田辺海上保安部



16年584項 本州南岸 - 日高港 突堤築造工事 浜の瀬地先において、潜水作業を伴う突堤築造工事が実施される。

期 間 平成16年10月15日までの日出~日没

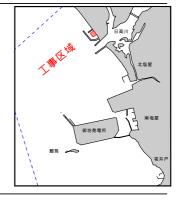
区 域 33-52.6N 135-09.0E付近

警戒船 1隻配備

備 考 作業船のアンカー位置を浮標で表示

海 図 W 7 7 (分図「日高港」)

出 所 田辺海上保安部



16年585項 阪南港 - 第2区 航泊禁止

地蔵浜地先において、花火大会実施に伴い、下記のとおり一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 平成16年7月31日の1800~2130

区 域 (1)(2)、(3)(4)の各2地点を結んだ線並びに陸岸及び護岸に囲まれる区域

- (1) 34-28-01N 135-21-11E(岸線上)
- (2) 34-27-53N 135-21-24E(護岸上)
- (3) 34-28-32N 135-21-40E(護岸上)
- (4) 34-28-20N 135-21-46E(岸壁角)

警戒船 4隻配備

標 識 上記区域を黄色灯付浮標3基で表示

海 図 W1141

出 所 阪南港長公示第1号(16.6.28)



大阪港 - 堺泉北区、第5区 16年586項 浜寺水路において、海上花火大会に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。

期 平成16年7月31日の2000~2100

区域 (1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸に囲まれる区域

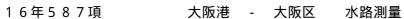
- (1) 34-32-14N 135-25-58E(岸線上)
- (2) 34-32-12N 135-26-05E(岸線上)
- (3) 34-32-04N 135-25-52E(岸線上)
- (4) 34-32-02N 135-25-58E(岸線上)

警戒船 2隻配備

標 識 区域は黄色灯付浮標3基で表示

海 义 W 1 1 1 0

出所 大阪港長公示第5号(16.7.15)



測量船「ずいほう」による水路測量が実施される。

平成16年8月1日~31日

 \overline{X} 域 付図に示す区域

識 標 測量船は、白紅白の燕尾旗を掲揚

海 义 W 1 2 3 - W 1 1 0 3

出 所 五本部海洋情報部



高砂

浜寺航路

勘松ふ頭

大阪港 -大阪区、第2区 16年588項 掘下げ作業 安治川水門付近において、潜水作業を伴う掘下げ作業が実施される。

平成16年7月20日~9月1日の日出~日没 間

域 $\overline{\mathsf{X}}$ 4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 34-40-30N 135-27-20E
- (2) 34-40-33N 135-27-19E
- (3) 34-40-35N 134-27-27E
- 34-40-33N 134-27-28E (4)

警戒船 1隻配備 海図 W 1 2 3

大阪港長 出 所



大阪区、第3区 16年589項 大阪港 -掘下げ作業 木津川水門付近において、潜水作業を伴う掘下げ作業が実施される。

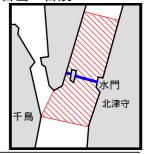
間 平成16年7月20日~8月31日(予備9月1日~15日)の日出~日没

X 域 (1)-(3)及び(4)(5)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-39-01N 135-28-46E(岸線上)
- (2) 34-39-02N 135-28-42E(岸線上)
- 34-39-04N 135-28-43E(岸線上) (3)
- (4) 34-39-07N 135-28-48E(岸線上)
- 34-39-08N 135-28-46E(岸線上) (5)

警戒船 1隻配備 W 1 1 4 8

海図 出所 大阪港長



16年590項 大阪港 - 大阪区、第3区 掘下げ作業

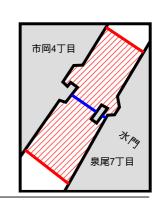
尻無川水門付近において、潜水作業を伴う掘下げ作業が実施される。

間 平成16年7月20日~8月27日(28日~31日)の日出~日没

 $\overline{\mathsf{X}}$ 域 (1)(2)及び(3)(4)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-39-27N 135-28-50E(岸線上)
- (2) 34-39-28N 135-28-47E(岸線上)
- (3) 34-39-33N 135-28-53E(岸線上)
- (4) 34-39-34N 135-28-51E(岸線上)

警戒船 1隻配備 海 図 W 1 1 4 8 出所 大阪港長



16年591項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨット講習会

新西宮ヨットハーバー前面海域において、ディンギー型ヨット5隻による

ヨット講習会が実施される。

期 間 平成16年8月1日の1000~1500

区 域 34-42-17N 135-19-41Eを中心とする半径300mの円内

警戒船 3隻配備

標 識 区域内に円筒形黄色浮標3基設置

海 図 W1107

出 所 尼崎西宮芦屋港長



西宮防波堤北方において、クルーザーヨット(約20隻)による

ヨットレースが実施される。

期 間 平成16年8月1日の1200~1700

区 域 34-41-48N 135-19-30Eを中心とする半径600mの円内

警戒船 3隻配備

標 識 区域内に三角すい形黄色浮標2基を設置

海 図 W1107-W101A

出 所 尼崎西宮芦屋港長

16年593項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 ヨットレース

西宮防波堤北方において、クルーザー型ヨット(8隻)による

レースが実施される。

期 間 平成16年7月31日、8月1日の0900~1800

区 域 34-41-39N 135-19-02Eを中心とする半径700メートルの円内

警戒船 4隻配備

備 考 コースを、浮標3個で表示

海 図 W1107

出 所 尼崎西宮芦屋港長

16年594項 尼崎西宮芦屋港 - 第2区 航泊禁止

芦屋浜において、ドラゴンボートレース及び花火大会開催に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。

1 ドラゴンボートレース

期 間 平成16年7月31日の0800~1700

区 域 4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 34-42-48N 135-18-22E(岸線上)
- (2) 34-42-52N 135-18-21E
- (3) 34-42-55N 135-19-36E(岸線上)
- (4) 34-42-51N 135-19-37E(岸線上)

警戒船 2隻配備

標 識 上記区域を示すため赤旗付浮標6基設置

2 花火大会

期 間 平成16年7月31日の1930~2130

区 域 4地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 34-42-19N 135-19-02E(岸線上)
- (2) 34-42-11N 135-19-01E
- (3) 34-42-13N 135-18-42E
- (4) 34-42-21N 135-18-43E(岸線上)

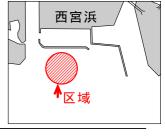
警戒船 6隻配備

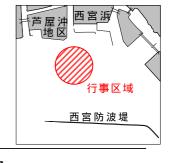
標 識 上記区域を示すため標識灯及び灯付浮標6基設置

備 考 雨天等により行事が実施できない場合は、航泊禁止は解除される

海 図 W101A-W1107

出 所 尼崎西宮芦屋港長公示第16-1号、第16-2号(16.7.12)







西宮浜

尼崎西宮芦屋港



若葉町

花火大会

深江浜

神戸港

16年595項

神戸港 - 第1区 航泊禁止

三菱重工業神戸造船所第3船台前面海域において、新造船(自動車運搬船、61,000トン、長さ200m)

進水に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。

平成16年7月28日(予備29日)の0850~0920 間

域 \overline{X} 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- 34-39-34N 135-11-03E(第3岸壁北西端) (1)
- (2) 34-39-45N 135-11-07E
- (3) 34-39-42N 135-11-21E
- (4) 34-39-36N 135-11-20E
- (5) 34-39-22N 135-11-10E(第5岸壁北東端)

警戒船 配備

標識 上記区域を赤旗7本で表示

備 考 荒天等により作業が実施できない場合は、航泊禁止は解除される

海 义 W 1 0 1 A - W 1 0 1 B

出 所 神戸港長公示第16-8号(16.7.12)

第2区、第3区、第6区 16年596項 神戸港 観測用浮標設置等 神戸港内において、潜水作業を伴う観測機器を吊り下げた浮標(黄色灯、赤旗付)の設置及び 潮間帯生物調査が実施される。

観測用浮標設置

期 間 平成16年8月3日~6日(予備7日~20日)

位 置 下記2地点

- (1) 34-41-37N 135-14-33E
- (2) 34-40-46N 135-14-47E

潜水調査

期 間 平成16年8月4日、5日(予備日6日~20日)の日出~日没 位 置 下記位置付近

- (1) 34-42-01.7N 135-14-06.9E
- (2) 34-41-59.7N 135-14-57.9E
- (3) 34-40-11.7N 135-15-16.9E
- (4) 34-40-11.8N 135-15-17.2E

警戒船 1隻配備 海図 W 1 0 1 A 所 神戸港長 出

16年597項 神戸港付近 ヨットレース 須磨沖において、クルーザー型ヨット(約16隻)による

ヨットレースが実施される。

平成16年7月18日の1000~日没

 \overline{X} 域 2地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-37.4N 135-08.8E
- (2) 34-34.2N 135-11.2E

警戒船 2隻配備

標識 上記2地点にコースを示す黄色円筒形浮標を各設置

海 义 W131-W1103

所 神戸海上保安部 出

16年598項 淡路島 洲本港 航泊禁止

本港及び大浜海岸前面海域において、第57回淡路島まつり「花火大会」実施に伴い、

下記のとおり一般船舶の航泊が禁止される。

平成16年8月1日(予備2日)の1945~2045 間 $\overline{\mathsf{X}}$ 域 4地点を結ぶ線、防波堤及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-51N 134-53-59E(防波堤先端)
- (2) 34-20-49N 134-54-12E(防波堤先端)
- (3) 34-20-45N 134-54-19E
- (4) 34-20-29N 134-54-21E(岸線上)

警戒船 5隻配備

標 識 区域を黄色灯付浮標10基で表示

雨天等により、花火の打ち上げが実施できない場合は、 備 考

航泊の禁止が解除される。

W 1 1 4 9 (分図「洲本港」) 海 义

出 所 神戸海上保安部長公示第16-1号(16.7.7)



華田

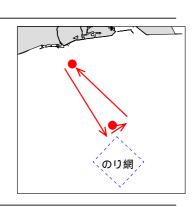
三菱重工業

和田岬

潜水調查観測浮標

❤ 航泊禁止区域

第1防波堤





16年599項 明石海峡 - 船舶通航信号所一部業務休止

「江埼船舶通航信号所(灯台表第1巻8109.7)」は、地蔵埼灯台における気象通報(風向・風速)の 提供を休止する。

期 間 平成16年7月22日の0900~1200

海 図 W131-W150B-W106

出 所 五本部交通部

16年600項 姫路港付近 - 八木港南南東方 ヨットレース

クルーザ型及びディンギー型ヨットによる、ヨットレースが実施される。

期 間 平成16年7月19日の0900~1530

区 域 (1)クルーザ型(20隻)

下記3地点を結ぶ線上付近

- (1) 34-45.6N 134-43.3E
- (2) 34-43.5N 134-42.0E
- (3) 34-43.6N 134-45.0E

(2)ディンギー型(10隻)

34-45.7N 134-43.3Eを中心とする

半径600メートルの円内

警戒船 3隻配備

標 識 黄色円筒形浮標5基で、コースを表示

海 図 W 1 1 1 3 出 所 神戸海上保安部



16年601項 姫路港 - 飾磨区、第1区 航泊禁止

飾磨岸壁東側において、花火大会開催に伴い、一般船舶の航泊が禁止される。

期 間 平成16年7月31日(予備8月1日)の1820~2100

区 域 下記(1)(2)間及び(3)(4)間を結ぶ線及び陸岸に囲まれる区域

- (1) 34-47-00N 134-39-50E(防波堤南端)
- (2) 34-47-01N 134-39-47E(岸線角)
- (3) 34-46-39N 134-39-37E(防波堤端)
- (4) 34-46-43N 134-39-27E(岸線上)

警戒船 5隻配備

標 識 黄色灯4基及び黄色灯付浮標1基で区域を明示

備 考 雨天等により花火打上が実施できない場合は、

航泊禁止は解除される。

海 図 W134B

出 所 姬路港長公示第16-1号(16.7.9)



16年602項 相生港及び付近 漁具設置作業

相生港港口付近において、かき養殖筏及び区域明示用黄色灯付浮標の 設置作業が実施される。

期 間 平成16年7月20日~9月15日の日出~日没

区 域 付図に示すとおり

警戒船 2 隻配備

備 考 かき筏及び灯付浮標は17年4月30日まで設置される。

海 図 W111-W1113

出 所 姫路海上保安署



16年603項 家島諸島 - 家島、観音埼北方 潜水調査

潜水士による水中植生調査が実施される。

期 間 平成16年8月2日(予備3日~6日)の日出~日没

位 置 34-39-44N 134-32-45E付近

警戒船 1隻配備

海 図 W1113

出 所 神戸海上保安部

16年604項 淡路島 - 湊港北東方

| 湊港北東方において、「西淡ふるさとまつり」に伴い、花火大会が実施される。

期 間 平成16年7月25日の1500~1600、2050~2140

位 置 34-20.4N 134-43.8Eを中心とする半径316mの円内

警戒船 4隻配備

標 識 上記区域を黄色灯付浮標5基で表示

備 考 打ち上げ当日、台船設置は1300~1400、台船撤去は2140~2210に実施される。

海 図 W1442-W150B

出 所 神戸海上保安部

16年605項 紀伊水道 - 富岡港南方 救難用信号弾発射訓練等

中林漁港北西方において、救命生存訓練に伴い、自衛艦及び航空機による救難用信号弾発射訓練 及び降下救助訓練が実施される。

花火大会

期 間 平成16年7月20日~22日の日出~日没

区 域 下記経緯度線及び陸岸に囲まれる区域

(1) 33-54.4N (2) 33-54.8N

(3)134-42.4E

海 図 W1104

出 所 小松島海上保安部

16年606項 四国南岸 - 土佐湾 射撃訓練

高知港南南東方において、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 平成16年7月28日(予備29日)の1100~1430

区 域 33-14.8N 133-40.8Eを中心とする半径5海里の円内

標 識 訓練中、「UY」旗及び「NE4」旗を掲揚、紅色閃光灯を点灯

海 図 W108

出 所 高知海上保安部

16年607項 四国南岸 - 高知港及び付近 潜水調査

下竜頭岬南方において、潜水士による海底波高計及び海底線の点検作業が実施される。

期 間 平成16年8月2日~5日(予備6日~20日)の日出~日没

区 域 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 33-28-57N 133-35-14E

(2) 33-29-42N 133-34-17E

警戒船 1 隻配備 海 図 W 1 1 0

出 所 高知港長

16年608項 四国南岸 - 高知港 浮標等設置

種崎浜前面に海水浴場区域明示用ロープ(浮標付)が設置される。

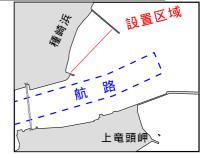
期 間 平成16年7月17日~9月1日(予備2日)

位置 2地点を結ぶ線上

(1) 33-30-08N 133-34-16E

(2) 33-30-18N 133-34-26E

海 図 W110 出 所 高知港長



16年609項 四国南岸 - 高知港 潜水作業 新高知重工前面において、潜水士による斜路改修作業が実施されている。 期 間 平成16年8月10日まで(予備11日~31日)の日出~日没

区 域 4地点に囲まれる区域

(1) 33-30-55N 133-34-10E

(2) 33-30-51N 133-34-10E

(3) 33-30-51N 133-34-05E

(4) 33-30-55N 133-34-05E

警戒船 配備

海 図 W110 出 所 高知港長



2 8 号

16年610項 四国南岸 - 高知港 掘下げ作業

太平洋セメント前面において、掘り下げ作業が実施される。

期 間 平成16年8月1日~7日(予備8日~31日)の日出~日没

区 域 下記3地点付近

(1) 33-22.2N 133-33.1E

(2) 33-22.2N 133-33.3E

(3) 33-22.2N 133-33.5E

警戒船 1隻配備 海 図 W110 出 所 高知港長



16年611項 日本沿岸 - 汽笛一斉吹鳴

「海の日」関連行事として、全国各港において、停泊中の船舶の汽笛の一斉吹鳴が実施される。

期 間 平成16年7月19日1200

備 考 ・吹鳴は、10~30秒の連続する長音を一回とする。

・港内の火災発生その他港長が指示する場合は、直ちに吹鳴を中止する。

お知らせ 海上保安大学校・海上保安学校の学生募集について 海上保安庁では、下記のとおり海上保安大学校・海上保安学校の学生採用試験を実施します。

1 海上保安大学校

(1)受験資格

昭和59年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成17年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者

人事院が に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は受験することができない

(2)受付期間

平成16年8月26日(木)~9月7日(火)

- (3)試験日
 - 一次試験 平成16年10月30日(土)、31日(日)
 - 二次試験 平成15年12月20日(月)
- (4)試験地
 - 一次試験 大阪市、神戸市、高知市ほか全国35カ所
 - 二次試験 神戸市ほか全国11カ所
- (5)備 考

採用日は、平成17年4月1日とし、採用後は海上保安大学校(広島県呉市)において、海上保安官として必要な研修(約4年6ヶ月)を受けた後、各部署の巡視船艇に配属され勤務することになります。

- 2 海上保安学校
 - (1)受験資格

昭和56年4月2日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

高等学校又は中等教育学校を卒業した者及び平成17年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業見込みの者

人事院が に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本国籍を有しない者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は受験することができない

(2)試験区分

船舶運航システム課程(研修期間1年)

情報システム課程(研修期間2年)

海 洋 科 学 課 程(研修期間1年)

航空課程(研修期間1年)

(3)受付期間

平成16年7月20日(火)~8月3日(火)

(4)試験日

一次試験 平成16年9月26日(日)

二次試験 平成16年10月20日(水)~23日(土)

三次試験(航空課程のみ) 平成16年12月13日(月)~18日(土)

- (5)試験地
 - 一次試験 大阪市、神戸市、高知市ほか全国34カ所
 - 二次試験 神戸市ほか全国11カ所(航空課程は東京都)
 - 三次試験 東京都
- (6)備 考

採用日は、平成17年4月1日とし、採用後は海上保安学校(京都府舞鶴市)において、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署又は巡視船艇に配属され勤務することになります。

問い合せ先

第五管区海上保安本部 総務部 人事課

電話 078(391)6556【内線2135】

船舶保安情報の通報について 外国から日本に入港しようとする船舶の皆さんへの重要なお知らせです。

平成16年7月1日から、テロ対策として改正SOLAS条約及び国際船舶・港湾保安法が施行され、外国から日本に入港しようとする全ての船舶は、日本への入港前に、所定の海上保安部署に対して「船舶保安情報」の通報が必要となります。

この通報は、日本船 / 外国船の別、船舶の大小、船種等にかかわらず、外国から日本に入港しようとするすべての船舶に義務付けられます。

この通報は、日本の港に入港する場合のほか、特定海域(東京湾、伊勢湾又は瀬戸内海をいいます。)に入域する場合も必要となります。

この通報は、日本に入港しようとする前の港が外国の港である場合のみ必要です。 (したがって、いったん外国から日本に入港した後の国内の航海では必要ありません。)

通報の時機はいつですか?

* 入港24時間前までに通報してください。

ただし、特定海域にある港に入港する場合には、特定海域に入域する24時間 前までに通報してください。

通報先はどこですか?

* 入港する港を管轄する保安部署に通報してください。

日本の港に入港せずに特定海域に入域する場合は、告示で定める海上保安部署 に通報してください。(詳しくは最寄りの管区海上保安本部までお問い合わせ下 さい。)

その他、通報の方法はどうなっていますか?

- * 通報者・・・船長のほか、所有者やそれらの代理人(代理店等)もOK
- * 通報手段・・・<u>港湾EDI</u>のほか、<u>FAX</u>、<u>書面の郵送・手交等</u>もOK 荒天等、やむを得ない理由で24時間前までに通報して入港できない場合は、どう すればいいのでしょうか?
- * 直ちに、所定の通報先に通報してください。

ただし、急迫した危難があり、緊急に入港しなければならないときには、入港 後直ちに通報してください。 (詳しくは最寄りの管区海上保安本部まで お問い 合わせください。)

- ・船舶保安情報は、テロ対策のため、外国から日本に入港しようとする船舶について、船舶の基礎情報や保安措置の実施状況に関して通報をお願いするものです。
- ・海上保安庁からの質問や指示がある場合には、それに従ってください。 従わない場合は入港を禁止されることがありますので、ご注意ください。
- ・通報しなかった船長又は虚偽通報を行った者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられるほか、入出港にも支障を生じる場合がありますので、ご注意ください。

通報用紙は、海上保安庁ホームページ(http://www.kaiho.mlit.go.jp/)からダウンロードすることができます。

Reporting on the Security Information of ships

This is an important notice to those who intend to enter into Japanese ports from foreign countries.

From 1st July, 2004, the revised SOLAS regulations and the law for the security of ships and of port facilities comes into force to prevent and suppress terrorism acts against ships. All ships which come from foreign ports and intend to enter ports in Japanese waters are required to report security information of their ships to designated Coast Guard officers before entering into port in accordance with the format attached here with.

Any ship which intends to enter a Japanese port from a foreign country is required to report, regardless of their nationality, their size of ship, type of ship, etc.

Those ships entering into specific areas regulated in the law, namely Tokyo Wan, Ise Wan or Seto Naikai are also required to report this information.

This report is required only when previous ports of call were a foreign port. (Therefore, it is not required for a voyage to a second Japanese port if the previous port had been a Japanese port.)

When should the report be submitted?

Please report 24 hours before entry into port.

However, in case of entering into the aforementioned specific area, please report even 24 hours before entering into those specific area.

Whom should the report be submitted to?

Please report to the Coast Guard office which has jurisdiction of the port where you intend to enter.

In case you intend to navigate in a specific area without calling on any Japanese port, please report to the Coast Guard office listed on the notification. (Please ask the nearest office of Japan Coast Guard)

Who should submit the report?

Captain, owners, and those representatives (agency etc.) can submit the report.

What is the method of the report?

EDI, fax, mail, hand delivery, etc. are acceptable.

What should I do when it seems to be difficult to enter into port or specific area at the ETA of the report owing to unavoidable reasons such as bad weather.

Please report immediately to a predetermined reporting place.

However, when there is imminent danger and it is necessary to enter into port immediately, please report immediately after entry into port. (Please ask the nearest office of the Japan Coast Guard)

- As a measure against terrorism the security information of ship asks you about the security situation and a security measures of the vessel which will arrive in Japan from a foreign country.
- When there are questions and directions from the Japan Coast Guard, please follow them. Keep in mind that entry into port may be forbidden if these rules are not followed.
- Keep in mind that a fine will be enforced on the captain who did not report, or those who submitted a false report, of one year or less of penal servitude, or up to a 500,000 yen fine, as well as possible extended delays regarding entry into port and departure.

You can download a report paper from homepage of the Japan Coast Guard.

(http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/hoan00.html)